

審判の最新動向

INGO BECKEDORF | 欧州特許庁審判部 副長官 | 2024年10月25日

エグゼクティブ・サマリー

- 欧州特許庁審判部における最近の動向： 統計・データ
- 品質へのコミットメント
- 審判部におけるその他の取り組み

欧州特許庁審判部における最近の動向

統計・データ



2018-2023年の目標

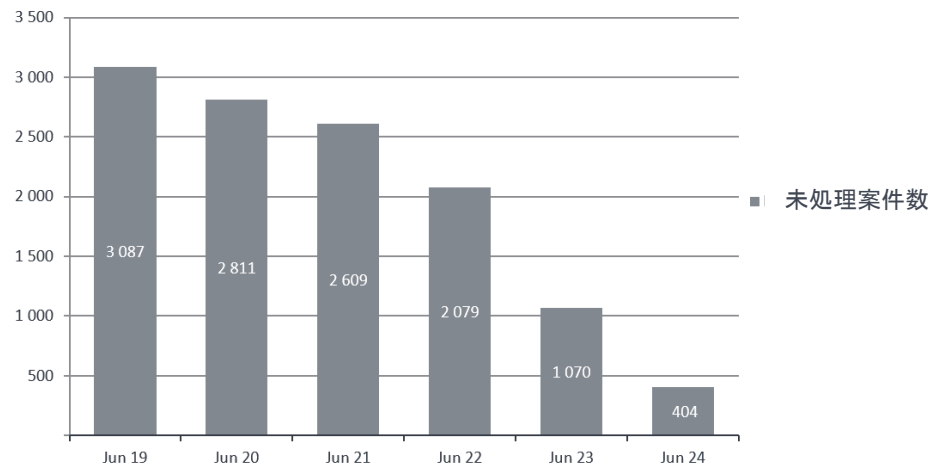
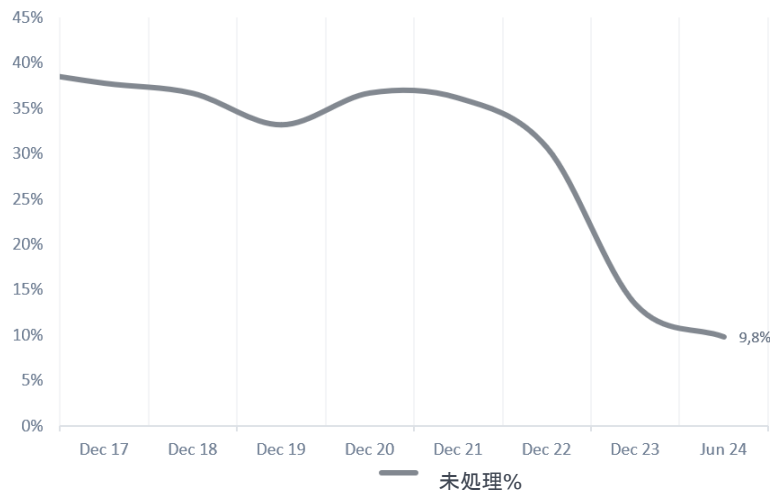
目標	2024年6月30日時点の状況	成果
全案件の90%を受理後30月以内に処分すること	<ul style="list-style-type: none">■ 2024年6月に目標達成■ 全案件の9.8%が30月以上係属	
係属中の案件数を7,000件以下に削減すること	<ul style="list-style-type: none">■ 2022年3月に目標達成■ 2024年6月30日時点で4,125件係属中	

2018-2023年の5か年目標達成に向けた施策

- 追加資源
- 企画立案の改善
- 業績管理
- **2023年の最重要点**：技術審判部(TBA)案件配分スキーム(BDS)における柔軟性の向上（BDS-TBA第1条(2)(b)）
- 審判部手続規則(RPBA)の改正 – 2020年施行、例を挙げると
 - RPBA第15条(1)：通知の質向上 → 取下げ件数の増加
 - RPBA第15条(9)(a)：口頭審理から3月以内に審決を文書をもって行う
 - RPBA第12条及び第13条：集中アプローチ；手続の前倒し、より集中的かつ効率的な口頭審理
 - RPBA第1条(2)：年間案件リスト
- 審判請求が取り下げられた場合における審判請求料返還の段階的なオプション

30月以上係属中の案件数

- 2024年6月30日時点で、全体では**9.8%の案件が30月以上係属中**（2023年6月30日時点：19.2%）：機械4.7%、化学6.8%、物理・電気18.4%
- 2024年6月30日時点で404件が30月以上係属中（2023年6月30日時点：1,070件）



通知後の取下げ率の推移

- 実質的な通知後の取下げ件数が大幅に増加
- 要因：RPBA 2020の効果（口頭審理の準備期間における通知の義務化）



作業量及び処理数：2024年上半期

	新規発生件数		処理件数	
	23年6月	24年6月	23年6月	24年6月
技術審判部	1205	873	1 829	1 655
拡大審判部	11	15	8	8
法律審判部	6	4	6	5
懲戒審判部	1	2	45	13
合計	1222	894	1 888	1 681

手続別及び技術分野別の作業量及び処理数

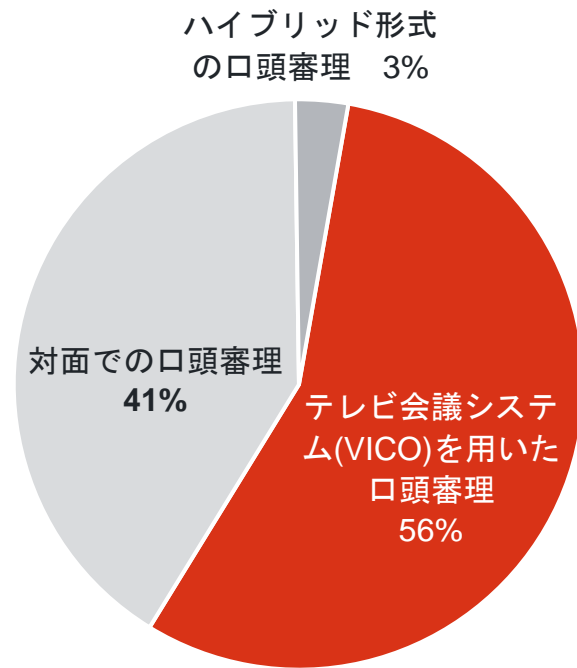
技術審判部 (手続別及び技術分野別)	新規発生件数		処理件数	
	23年6月	24年6月	23年6月	24年6月
査定系(審査手続)	224	192	665	529
当事者系(異議手続)	981	681	1 164	1126
合計	1 205	873	1 829	1 655
機械	514	329	608	545
化学	371	319	572	496
物理・電気	320	225	649	614

口頭審理の形式

- 2023年同期と比較し、口頭審理の形式の配分は横ばい

- 詳細情報
EPOホームページ

[Oral proceedings before the Boards of Appeal](#)
(審判部における口頭審理)



2024年1月1日からの新たな目標

最初の目標	期間	予測
24月以上係属中の案件が10%を超えないこと	■ 2025年末までに目標達成	

■ 以下の施策により目標達成：

- 審判部手続規則(RPBA)の具体的改正（2024年1月1日施行）
- 受理件数の作業量の定期的な見直し及び各部門による協力強化

■ 2024年6月30日時点の審理期間：27.6%の案件が24月以上係属中

新たな目標達成に向けた施策 – RPBAの改正

■ RPBA第13条(2)の改正：

RPBA第15条(1)に基づく通知*は、集中アプローチの第3段階のトリガーとして、口頭審理への召喚の通知に置き換える。

■ RPBA第15条(1)の改正：

口頭審理への召喚状を早期に通知できるようにする。

集中アプローチの第3段階を発動させるためのセーフガードを維持する。

■ RPBA第15条(9)bの改正：

本条の規定をRPBA第15条(9)aと整合させる改正。

* 審判部が決定を下すのに特に重要と考えられる事項を知らせる通知

拡大審判部：

■ 確定審決:

■ G 2/21 「進歩性に関する技術的効果に依拠すること（妥当性(plausibility)）」：

2021年[116/18](#)による付託； 2022年11月口頭審理； 2023年3月確定審決([decision](#))

■ G 1/22, G 2/22 「優先権を主張する資格」：[T 1513/17](#)及び[T 2719/19](#)による付託（併合審理）； 2023年5月口頭審理； 2023年10月確定審決([decision](#))

■ 係属中の付託案件：

■ G 1/23 「太陽電池」：2023年6月[T 438/19](#)による付託

■ G 1/24 「加熱エアゾール」：2024年6月[T 439/22](#)による付託

品質へのコミットメント



品質

- 「品質重視の意思決定の指針」に関する文書（2020年）
- 庁内における専門的能力開発
- 業績評価及び目標設定
- 交流 - 特に司法交流
- 法的資源の利用可能性の向上

研修、対話、情報及び資源

案件管理、口頭審理、審決

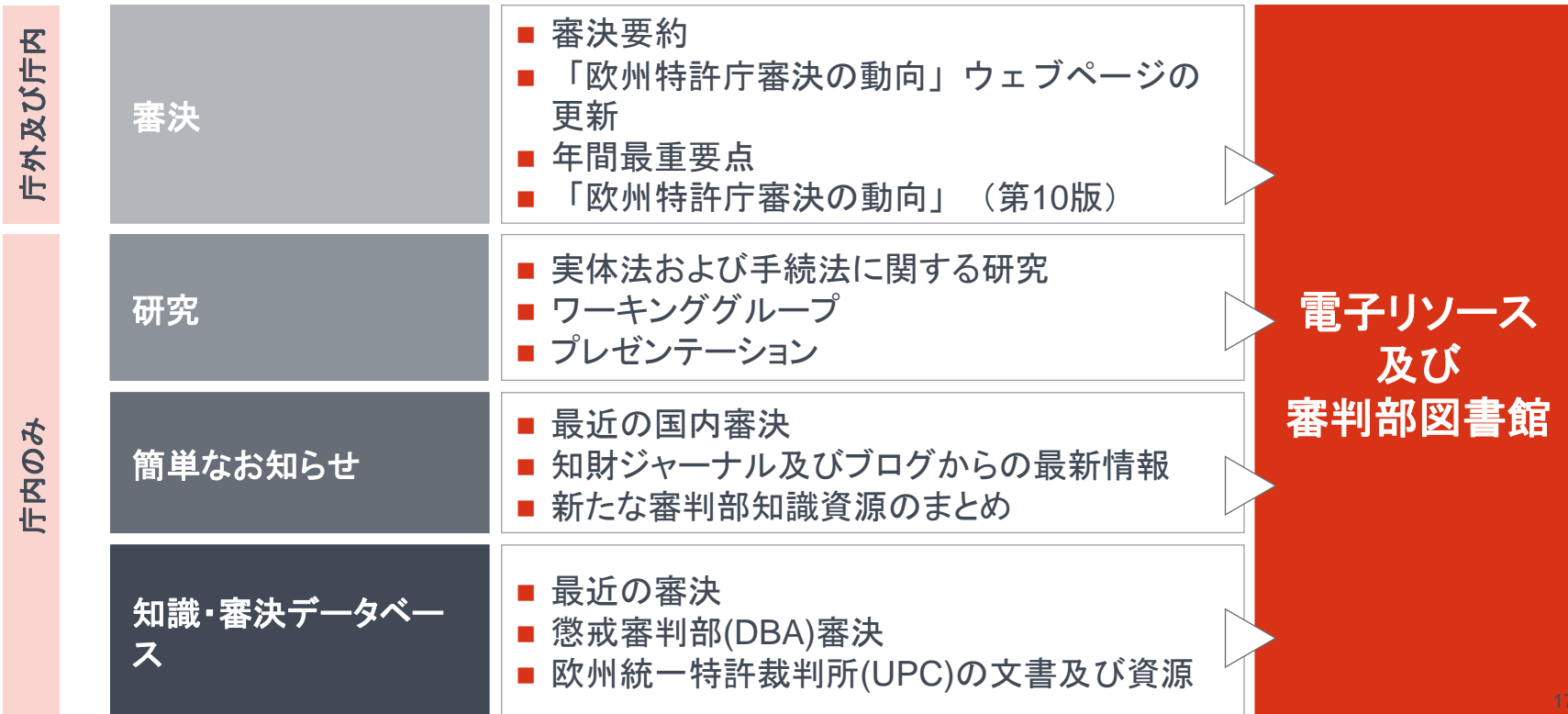
業績評価



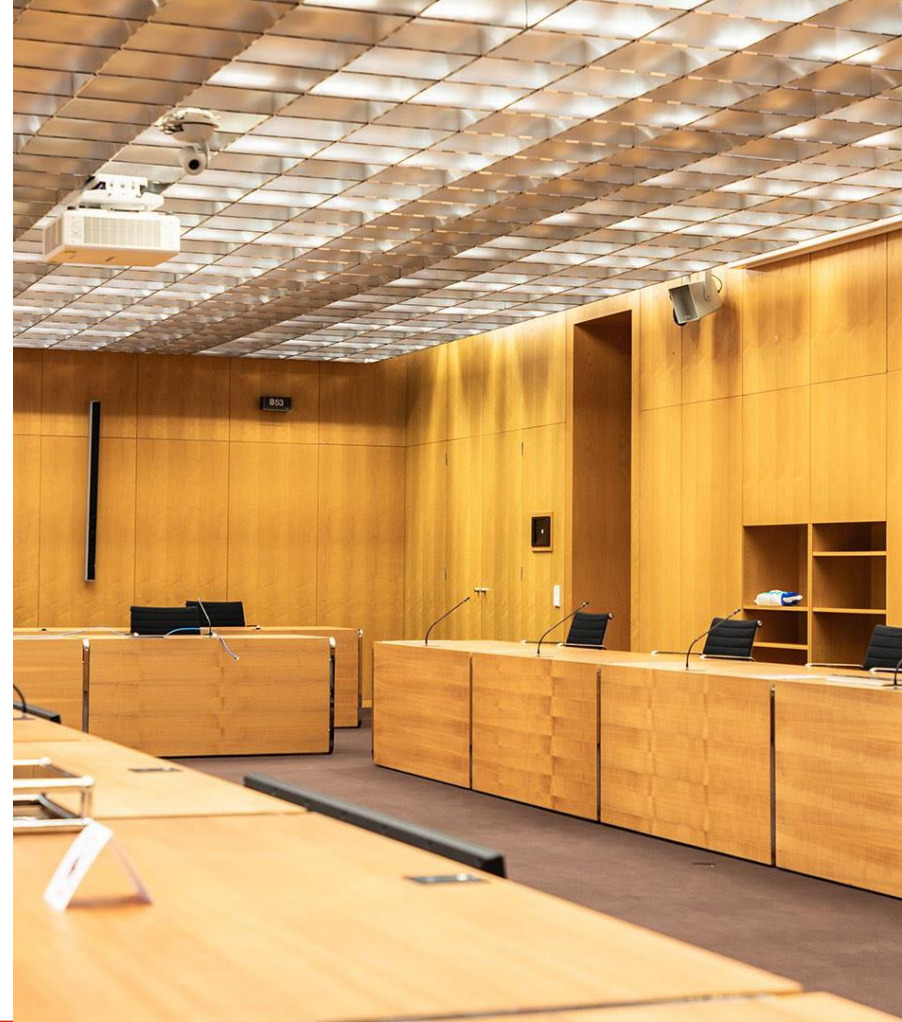
交流を通じた品質管理

枠組み	取り組み及びステークホルダー
庁内	<ul style="list-style-type: none">■ 審判官向けワークショップ■ 専門的能力開発の機会（PDCセッション、法律起案コース）
庁外	<ul style="list-style-type: none">■ 裁判官（専門家ワークショップ、司法インターンシップ、合同公開討論会及び会議への参加（フォーダム大学、欧州評議会ヴェニス委員会、判例法会議、JSIPなど））■ 組織的カウンターパート（EPO、五庁(IP5)審判部との、又は、二国間での質の高い対話(Quality Dialogue)など）■ ユーザー協会等（MSBA、国際弁理士連盟(FICPI)などとの年次交流会合；US Bar、JETROなどの視察受け入れ）
ユーザーとの協議 (2023年・2024年)	<ul style="list-style-type: none">■ テレビ会議システム(VICO)の技術的側面について■ RPBA2020の改正案について■ 「欧州特許庁審決の動向」公表に関する調査について

交流を通じた品質



審判部におけるその他の 取り組み

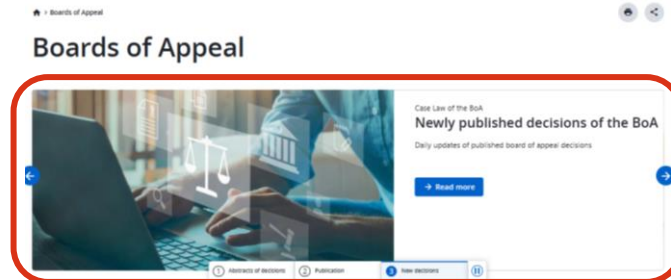


2024年：人工知能の使用に関するガイダンス

- 自動化運営委員会(Automation Steering Committee)のサブグループによる、人工知能(AI)に基づくツール使用の可能性及び制限に関する徹底分析、及び庁内でのより広範な議論
- AIベースのツール使用に関する欧州特許庁審判部(BoA)初の庁内ガイダンス文書
- 大方針：**職員は常に自分の仕事の内容及び品質に全責任を負わなければならない。**
- 審判部審判官については、上記の大方針は、特に審判部の審決及び通知の具体的かつ詳細な表現に適用される。

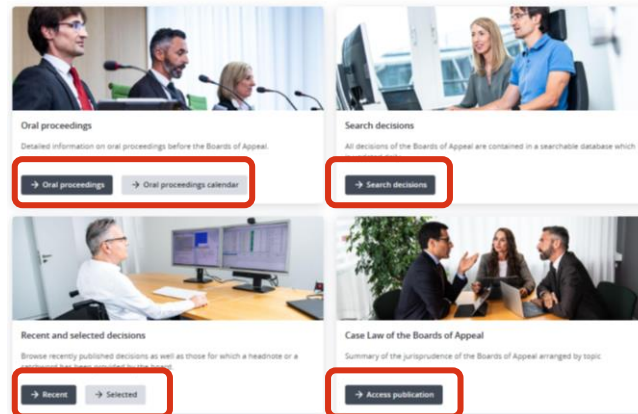
欧州特許庁審判部(BOA)ウェブページ 及び法的資源

- ランディングページ : epo.org/appeals
- 「新着情報」カルーセル
- 口頭審理に関する情報
- 審決への迅速なアクセス :
 - 審判部審決及び検索機能
 - 「欧州特許庁審決の動向」の公表



The Boards of Appeal are the first and final judicial instance in the procedures before the European Patent Office (EPO). They have the task of reviewing contested decisions of the Office's departments of first instance within the framework of the European Patent Convention (EPC). They are headed by the President of the Boards of Appeal.

Services in the spotlight



欧州特許庁審判部(BOA)年次報告書

- 重要なポイント、活動、取り組みは、審判部ウェブページの年次報告書でご覧いただけます。
- [Annual Report of the Boards of Appeal 2023](#) (欧州特許庁審判部年次報告書)



ご清聴ありがとうございました
